

**事業者の事業転換、新分野進出等を支援するため****中小企業融資制度資金の充実を行っています**

価格高騰等の影響を受けた中小企業者の経営革新を支援するため、令和5年度の融資に限り、利子補給の実施と貸付金利の引下げによる信州創生推進資金（事業展開向け）の充実を行っています。

資金名 信州創生推進資金（事業展開向け）**充実ポイント① 「利子補給」**

対象者	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までに信州創生推進資金（事業展開向け）を受けた者のうち、下記のいずれの要件も満たす者</u> ・中小企業等経営強化法第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする者 ・当該貸付対象事業において長野県プラス補助金の交付を受けない者
利子補給期間	融資実行日から36回目の約定利子支払日に含まれる期間まで ※月賦返済により36回がおおよそ36か月分（3年間）となります
交付申請	申請者：当該融資を実行し、対象者から委任を受けた金融機関 申請先：長野県 経営・創業支援課 申請時期：2月1日（令和5年度は4月1日）から翌年1月31日まで に支払った利子について ⇒2月20日までに申請 ※支払時期は3月末（予定） ※上記補給期間分の利子補給が終わるまで申請が必要です

充実ポイント② 「貸付金利引下げ」

対象者	<u>信州創生推進資金（事業展開向け）の全貸付対象者</u>
貸付利率(年率)	1.4%または1.7% ⇒1.1% ※R5年度のみ

相談窓口

融資申込：長野県 地域振興局 商工観光課または県内に本・支店がある金融機関
利子補給：長野県 経営・創業支援課または融資を申し込んだ金融機関

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 産業労働部経営・創業支援課金融支援係 桐生、石坂
電話 026-235-7200(直通)
026-232-0111(代表)内線2961
E-mail kinyu@pref.nagano.lg.jp